

埼玉県訓令第2号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

職員の勤務時間に関する規程等の一部を改正する訓令
(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第一条 職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

5 所属長は、次条第五項に規定する職員を除く職員から休憩時間の開始時刻の変更の申告があり、かつ、当該職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、第一項、第三項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。

第一条の二第二項中「第三条第一項ただし書の規定により設ける週休日（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る職員に係るものに限る。）」を「第三条第三項の規定により設ける週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項の規定により勤務時間の割振りを定められた」を「前項の規定により勤務時間を割り振る場合において、職員から休憩時間の短縮の申告があり、かつ、当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 所属長は、第三項の規定により勤務時間を割り振る職員から休憩時間の開始時刻の変更の申告があり、かつ、当該職員の健康及び福祉を考慮して必要があるとき、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、当該職員の休憩時間の開始時刻を変更することができる。

別表文書課の項を削り、同表食品安全課の項の次に次のように加える。

産業支援課	渋沢MIの業務に従事する	4週間を平均して1週間に従事する	上に同じ。	日曜日及び1週間について1日とし、業	上に同じ。
-------	--------------	------------------	-------	--------------------	-------

	る職員	3 8 時 間 4 5 分	務の実情に応 じ所属長が定 める日	
--	-----	------------------	-------------------------	--

別表雇用労働課の項中「雇用労働課」や「雇用・人材戦略課」及び「1週間に
つき38時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1
週間について38時間45分」及び「日曜日及び1週間について1日とし、業務
の実情に応じ所属長が定める日」や「上に同じ。」に改める。

別表人材活躍支援課の項中「人材活躍支援課」や「就業支援課」及び「就業相
談の業務に従事する職員」及び「4週間を平均して1週間について38時間45分」
及び「4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。」や「上に
同じ。」に改める。

別表中央家畜保健衛生所の項を削り、同表秩父高原牧場の項職員の欄中「全職
員」を「上に同じ。」に改め、同項勤務時間の欄中「上に同じ。」や「4週間を
平均して1週間について38時間45分」に改める。

（職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第二条 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（令和五年埼玉県訓令
第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。